

月例総会議事録

1 招集日時 令和3年6月17日(木)

2 開会日時及び場所

令和3年6月17日(木) 午後1時45分

防府市役所1号館3階 南北会議室

3 閉会日時 令和3年6月17日(木) 午後3時40分

4 委員氏名

(1)出席者(11名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二

(7番)小山 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成

(13番)熊安 悦子 (16番)原田 道昭 (18番)横木 勉

(2)欠席者(7名)

(4番)山縣 洋 (6番)倉重 俊則 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治

(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (17番)藤井 伸昌

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 國本 勝也

” 事務局長補佐 山口 佐貴子

” 書記 富永 大志郎

” 書記 高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第32号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

報告第35号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第37号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第39号 農地法施行規則該当転用届について

報告第40号 現況証明書の発行について

報告第41号 時効取得

報告第42号 許可取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 池田 寛委員

12番 石田 卓成委員

午後 1 時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ただいまから、令和3年度6月の月例総会を開催いたします。

先月と同様、本日の月例総会も新型コロナウイルスの感染防止のため、総会成立に必要な人数とし、議案の説明担当委員の方のみの御出席とさせていただきました。

過半数の委員が御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

なお、会議での御発言のときは議長の指名の後、マイクを使っていただけますようお願いいたします。また、会議の速やかな進行にも御協力をいただけますようお願いいたします。

本日は会長が御欠席ですので、会長職務代理に議長として議事の進行をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 皆さん、こんにちは。今日は急遽、会長が欠席するからということで、私に議長ということで仰せつかりました。何分、議長というのも久方ぶりというか、やっておりますので、皆様方の御協力により議事が進行するように努めたいと思います。

今日もお忙しい、ちょうど農作業の終えられた方、また途中の方もいらっしゃると思います。

第3号議案が8件、第4号議案が1件、第5号が8件とかなり議案はあるんですが、スムーズにお願いいたします。

それとコロナが非常に今はやっているということです。山口県も少し鎮火したというような状況にはなっておりますが、十分に注意をして作業のほうを進めていただきたいと思います。

それでは、本日の議事に入りますが、その前に、本日は私がこちらにおるとということで、議事録署名人は、11番の池田寛委員と12番の石田卓成委員のほうでお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

まず、第3条、第28号の議案のほうから事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の１ページ、資料の１ページからです。

議案第２８号農地法第３条の規定による許可申請についてです。

８件あり、目的については、所有権の移転が７件、権利の設定１件となります。

譲渡理由につきましては、労働力不足１件、高齢のためが４件、後継者不足１件、耕作不便
１件、耕作困難に伴うもの１件、譲渡理由は、新規規模拡大が６件、相手方の要望によるものが
２件です。

別途、営農計画書も御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 それでは、第２８号のうち、地元の委員の説明をお願いいたします。

○１３番 高井・大崎地区担当の１３番、熊安です。

議案第２８号の１は、所有権の移転の申請です。現在、現地確認及び申請者への聞き取りを６月
１２日に行いましたので、御報告いたします。

現地は———にあります。

今、別紙にこの地図があると思いますが、この地図の赤いところ、これが——と書いてあります。
これが所有権の移転の問題の土地です。

譲受人である——、——、この日は私が訪問したとき
は、——は——で、——が全て田植えからやっておられまし
た。——からお話をお聞きしたところ、譲渡人である——です
が、——、労力不足のため耕作が困難ということで、譲受人は所有する農地が家から近
く、規模拡大のため、その農地を譲り受けることにしたということです。細々としたことは全
て——がてきばきとこなしておられる様子でした。

農地法第３条第２項、各号の農地の権利移転の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第１号の全部効率利用要件について、大きな農機具倉庫があり、とても大きな農機具倉庫
でした。中にはトラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機など農業に必要なものは全て自力でこ
なしておられ、耕作要件、農機具の保有状況などから見て農地の全てを効率的に利用できると見込
まれます。

第２号、第３号の規定については該当していません。

第４号の農作業常時従事要件は、——の協力もあるそうです。

第５号の下限面積要件ですが、満たしております。

第６号の転貸禁止要件ですが、自ら稲箱をたくさん作っておられ、玄関前に３００ぐらいかな、
すごくたくさんの苗箱が置いてありました。今からまだ田植えをしますということでした。転貸禁
止要件には該当をいたしません。

第７号の地域調和要件ですが、近所の方にもお話を伺ってみたとき、よく理解されていて今回の

権利移転により、周辺農地への農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可申請の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 地元の委員さんから説明がございました。

それでは、質疑に入ります。どなたか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 質疑ないということですので、皆様方の採決をしたいと思います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成です。ありがとうございました。

それでは、農地法第3条の2、続いて地元の農業委員の方、説明をお願いいたします。

○11番 第11番、農業委員の池田です。

議案第28号の2は、所有権の移転の申請です。

現地は、お手元の資料の3ページのとお

り、—————ところがございます。現地確認及び譲受人への聞き取りを5月12日、譲渡人への電話での聞き取りも5月12日に行いましたので、その結果を報告いたします。

話を聞いたところ、これまで当該土地は——が賃貸借で既に50年近くも親の代から耕作されており、——に譲渡人のほうの—————、このたび——から——に譲渡を申し込まれたものです。——は、自分の所有する農地に隣接しており、これまでも耕作していることから譲り受けることにしたということです。

——のほうは水田、一方の——のほうは畑として適正に管理しておられました。

次に、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、お手元の資料4ページに書いてあります農機具のほかに乾燥機、コンバインというような機械も保有しておられました。耕作要件、農機具の保有状況等から見て農地の全てを効率的に利用できると見込まれ、該当しないと判断します。

第2号の農地所有適格法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、—————ですが、非常にお元気で—————も手伝うということで、現在も既に耕作中で農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、周辺の水田に悪影響はなく、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断いたしました。

皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉本会長職務代理者 それでは、地元の委員さんから説明がございました。

皆様方の質疑に移らせていただきます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 質疑ないということなので、皆様方の採決をいたします。賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員挙手ということで、2は可決いたします。

続きまして、第28号の3は、実は今回は第3条で備考欄にございますように、使用貸借による権利の設定ということで、—————が今回はこれを借りるということがありまして、—————、—————、地元の私も実は貸しているほうの—————の田んぼも耕作しておりますので少し面識もございます。地元ですので、ちょっと議長席からですが、私が提案説明をさせていただきたいと思います。

それではまず、資料1ページの3です。

この—————は既に1町9反の果樹、主にミカンとハウス野菜を作付していらっしゃいます。この—————なんです、実は今、—————。実は—————がいらっしゃって、その方が主に作業、特にミカンなんです、作業しておられたんですが、—————急遽農業ができないということがありまして、—————のほうにお願いをしたということです。

資料の5ページです。場所は、中関から、昔の中関トンネルではなくて（フタオ）山を越えるんがありますよね。—————、—————。—————にミカン畑があるということで、このミカン畑が—————ということで散らばっております。したがって、これについて—————から使用貸借により今回は借り受けるということです。

6月の12日に14時から、—————の自宅の倉庫で器具等の確認をいたしました。

まず、第3条2項の項目に照らし合わせて確認をした結果について報告いたします。

1号の全部効率利用要件、必要な機械、これも6ページにありますように機械、動力噴霧器とか草刈り機とか、そういうものを一切合財、見させていただきました。全てそろえていらっしゃいます。これも該当しないということでよいと思います。

2号も該当しない。

3号についても該当しない。

4号の農作業の常時従事要件、これについても非常に前向きに今ミカンの栽培に努めていらっしゃると思いますので、十分、常時作業されるということで該当しないということでよいと思います。

5号の下限面積は先ほど申しましたが、既に1町9反ございます。

6号についても該当はありません。

7号の地域との調和要件、——は今、——、非常に地域の活動もしっかりしていらっしゃると思いますので、これについても問題はなしというふうに判断をさせていただきました。

一応、地元の委員としては、この件については全く問題ないというふうに判断いたしましたので、皆様方の審議をお願いいたします。

質疑ございますか、何か質問。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 それでは、採決に入ります。賛同の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成ということでありがとうございます。

続きまして、第28号の4に移らせていただきます。地元の委員の説明をお願いいたします。

○12番 12番、石田です。

本案件なんですけれど、——であります。

3枚の田んぼを——所有の田んぼのその隣を耕作している——が譲り受けようとしているものでございます。もうこの——が所有されていたんですけれども、近年ずっと耕作されていないくて管理委託されていたような状況でしたが、将来的にも田んぼを作れるようになる見込みがないということで、このたびその隣で一生懸命に農業をやられている——にどうでしょうかとお話を持ちかけたところ、快く引き受けてくださったということです。

先日から田植えシーズンに入っているんですけれど、実はもう田んぼを整地して今年も稲を植えられていますので、よかったなあと思っているところです。ただ、整地するときやっぱり佐波川のすぐそばなので、細かい石がいっぱい出てきてちょっと大変だなあと遠目から見ていたんですけれど、何とか既に田植えが終わっている姿を見て安心したところです。

第3条2号のいろんな要件とか、特に問題はないと思っております。農機具も一通りしっかりとそろって今後も頑張っていいただければと思います。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 第28条の4の説明は終わりました。

それでは、皆様方の御審議をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 質疑なしということで採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成ということで、４はオーケーといたします。

続きまして、第２８号の５、地元の委員の説明をお願いいたします。

○１６番 １６番の原田です。

この議案は所有権の移転の申請です。

現地は９ページのとおりで、県道の山口防府線、県道２１号線の（オサバ）に近いところなんですけれども、県道からすぐそばのところに農地があります。

譲受人の——に６月１０日に面談をして話を聞きましたので、報告したいと思います。

——は既にこの今回の所有権移転の申請農地の中で、田が４つと畑が一つあるんですが、既にこの田４つについては、昨年から使用貸借で借りて耕作を始められております。したがって、この田の部分が５、１０９㎡あるんですが、これがこの８、８６５㎡の中に既に耕作面積として含まれております。

今回、今まで使用貸借だったんですが、——なんですが、これは——になるんですが、———と思います。———ですかね、いずれも———ということで、———、———のほうは———、実際には———そっちのほうは今———ということになっています。

したがって、今回、農地を含めて、これには載りませんけれども、———ようなんですけれども、今回、農地、田んぼと、それから畑２５３㎡ありますが、この畑も含めて——に譲るということにされたようです。——は昨年からずっと田んぼを作っていましたので、そのまま譲ってもらおうということで、恐らくただに近い金額だろうと思います。はっきりと本人は言いませんでしたけれども、そんなような口ぶりをしておりました。

一応、農地法第３条第２項の各号の権利等に関する事項については、この１０ページの営農計画書にもありますように、昨年からの稲作を始められていまして、いろんな機械も全部そろえておられます。それと———は、———、———も含めて農業も一生懸命やりたいということなので、特にこの第３条第２項の各号についての問題はないというふうに判断をしております。

皆様の御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 説明をありがとうございました。

それでは、第２８号の５について質疑に入りたいと思います。御質問等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 それでは、採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成ということで5は終わります。

続きまして、第28号の6、地元の委員の説明をお願いいたします。

○5番 5番の木原です。

第28号の6は、——が——の農地を購入する所有権移転の案件です。

6月7日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、植松の西のほうで佐波川寄りにあります。

——に関しては、今年の始めに農地のあっせん依頼が事務局に出されていて、田村委員さんなどにも働いてもらっていました。

——は昨年、隣接する農地を購入していて——に紹介したところ、話がまとまりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりです。

次に、農作業常時従事要件については、今年から水稻を作付していますので、問題ないと思います。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 地元の委員の説明がございました。

それでは、審議に入ってまいります。質問等ございますか。どうぞ。

○3番 3番、中山です。

——なんですけれども、この方は専業で農業をされている方でしょうか。

○5番 前回も会長から質問があったんですけど、今、兼業です。——が主に今はやっている感じで、——ということです。

以上です。

○吉本会長職務代理者 いいですか。

○3番 はい。

○吉本会長職務代理者 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 ないようでしたら採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成ということです。

それでは続きまして、第3条、第28号の7、地元の委員の説明をお願いいたします。

○18番 18番の横木です。

議案第28号の7番は、所有権の移転の申請です。

現地確認及び申請者への聞き取りを6月12日に行いましたので、報告します。

現地は、資料の13ページにありますように、———徳地線沿いにあります、ちょうど真ん中辺りなんですけれど、———があるんですけれど、その辺りから———に行ったところにあります。

譲受人の———は不在でした。ですが、———にお話を聞くことができました。

申請地は、借地として以前から耕作されているそうです。今年も既に田植えは終わっておりまして。その土地を今回、———が取得して農業を維持されるということでした。

それと譲渡人の———にもお会いしてみましたら、耕作不便でもあり、———が耕作をされているので最適な人であるという風に言っておられました。

それで、農地法第3条第2項の各号の農地の権利、移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、御家族で耕作され、農機具の保有状況から見ても農地の全てを効率的に利用できています。今後も農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、家族で作業され、農作業を行う必要がある日数については従事されていますし、今後も従事されとのことでした。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、水利組合の水路の清掃、これは年に1回なんですけれど、参加されております。

それと———として地域をまとめられておるので、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 7の説明が終わりました。

それでは、皆様方の質問を受けたいと思います。御質問ございますか。原田さん、どうぞ。マイク行きますから。

○16番 16番の原田です。

登記面積のところで——、田の23m²なんですけれども、23m²の田といたら、どんな田
なんですか。——

○18番 確認したんですけど、その言われる23m²というよりも、先に——の2,132m²、
その田は家の隣にあったんです。その田は。それともう1か所、ちょっと分かりづらい—皆さん、
資料がないから大変だと思うんですけど、三角で2枚になっている田んぼがあったんですけれ
ど、その田んぼは3筆で2枚の田ということで、ちょっと田んぼ、これも聞いたんですけど、な
かなか向こうもちょっと答えられなかったようです。

2枚の田で3筆。もともとはもっと田んぼが大きかったんですけど、あすこは佐波川の土手の
近くで、土手が更新されたときにかなり国のほうに取られるというか、土手で買収されていますの
で、かなりいびつな形で残っている田んぼなんですけれど、その程度しか御説明できません。すみ
ません。

○吉本会長職務代理者 原田さん、いいですか。

○16番 はい、いいです。

○吉本会長職務代理者 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 それでは、ないようですので、採決をいたします。賛成の方、挙手をお願い
します。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成ということで7は終わりたいと思います。

続きまして、第28号の8、地元の委員、説明をお願いいたします。

○5番 5番の木原です。

議案第28号の8は、——が規模拡大するために——をはじめ、3軒の農地を購入する所有権
移転の案件です。

6月7日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

場所は、植松の前開作地区にあります。譲り渡す3人は、機械の故障や体調の関係で耕作困難と
いうことです。——は、——中心に地元でかなり多く作付されています。

今回も農地法第3条第2項に基づき、調査をいたしました。

まず、全部効率利用要件ですが、機械の中で田植え機は購入済みです。あとは資料のとおりで
す。

次に、農作業常時従事要件については、実績から見ても問題はないと思います。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 説明が終わりました。

ちょっと私のほうからいいですかね、質問。別紙の16ページの営農計画書に、田植え機は近所の農家さんから借りる予定というふうに書いてあるんですが、耕作面積が今度借りるところを含めてもかなりの3町何ぼになるんですよね。それを全部借りてやるということですか。

○5番 先ほど言いましたとおり、田植え機は購入済みです。

○吉本会長職務代理者 あっ、そうですか。はい、分かりました。じゃあ、営農計画書のほうを訂正ですね。田植え機はあるということですね。

○5番 はい、あります。

○吉本会長職務代理者 はい、分かりました。

ほかにございますかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 それでは、ないようですので、採決に入りたいと思います。第28号の8について、御賛同の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛同ということで8を終わります。

続きまして、議案第29号、第4条議案です。

議案第29号の1、これについて地元の農業委員さんの説明をお願いいたします。（「すみません、先に事務局のほうから」と呼ぶ者あり）失礼しました。

事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は17ページからとなります。

議案第29号は農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件です。

転用目的の内訳は敷地拡張で、資料は17ページになります。

農地区分は集団農地面積79.1haの農地で施行例第5条第1号に該当する第一種農地と判断します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 すみません。失礼しました、不慣れなもので。

それでは、第29号の1、地元の委員さんの説明をお願いいたします。

○11番 第11番、農業委員の池田です。

議案第29号の1は、農家住宅の敷地を拡張転用したいとの申請です。

現地確認を5月12日に事務局2名と横木委員の4名で行い、ちょうど当日、所有者もおられましたので、同時に聞き取りも行いました。その結果を報告いたします。

現地は、お手元の資料17ページのところですが、やはりこれもその上に防府、小野・牟礼線という農免道路がありますが、それから—————ところにございます。

資料の21ページのとおり、現在、地目は宅地のところがあるんですが、ここに今、居宅99.27m²を建設中で、その進入路を拡張するとのことでした。

資料の19ページを御覧になっていただくといいんですが、従来から進入路として使用されていたところは——、雑種地なんですけど、これを94.5m²、この左を拡張するということで、その右手にも青で囲ってあるんですけど、こちらにちょっと農地部分が埋まっていた分が——これは今回ではないと思いますけれど、そういうのもありまして、再実測されてこういう形の転用申請が出たものでございます。

申請者は農地部分があることは全く知らなかったということで、—————の一部にも非農地が15m²ぐらいですか、転用申請が上がってきたものです。

資料の17ページにあるとおり、この農地区分は第一種農地です。原則、不許可ですが、下の施行規則第33条第4号の集落接続に該当し、許可基準を満たしていると判断いたします。

皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○吉本会長職務代理者 それでは、説明が終わりました。

皆様方の質問はございますか。

じゃあ、私から一つ。既に転用といいますか、農地であるのに埋立てが必要——今回、新しく新築されるときに再測量したら新たに発見されたというところは、農地が転用されてあったというところについては始末書か何かされたんですか。どうですか。

○11番 事務局、すみません。それはちょっと確認していなかったんですが。

○事務局 事務局から説明します。始末書は提出されております。

以上です。

○吉本会長職務代理者 はい、分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 それでは、ないようですので、採決に入りたいと思います。

それでは、第29号の1について賛同の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成ということで第29号の1についてはオーケーといたします。

続きまして、第30号に入るわけですが、事務局のほうから説明をいたします。お願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は5ページ、資料は23ページからとなります。

議案第30号は農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は9件で、うち1件が取下げとなっております。

8件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅が3件、農家住宅が1件、太陽光発電設備が3件、建て売り住宅が1件です。

受付番号1は自己用住宅です。資料は23ページになります。

農地区分は集団農地面積0.8haの農地で、華城出張所から約320mの場所にあり、規則第45条第2号に該当する農地で第二種農地と判断します。

現在、開発許可準備中です。

受付番号2は農家住宅です。資料は29ページです。

農地区分は集団農地面積35.4haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第一種農地と判断します。

受付番号3は取下げとなっております。

受付番号4は太陽光発電設備です。資料は41ページです。

農地区分は集団農地面積0.15haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第二種農地と判断します。

続きまして、受付番号5も太陽光発電設備です。資料は47ページです。

農地区分は集団農地面積1.3haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第二種農地と判断します。

受付番号6も太陽光発電設備です。資料は53ページです。

農地区分は集団農地面積2.9haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第二種農地と判断します。

受付番号7は自己用住宅です。資料は59ページになります。

農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第二種農地と判断します。

現在、開発許可の準備中です。

受付番号8は建て売り住宅です。資料は65ページになります。

農地区分は集団農地面積2.01haの農地で、右田出張所から360mの場所にあり、規則第45条第2号に該当する第二種農地と判断します。

現在、開発許可の準備中です。

受付番号9は自己用住宅です。資料は71ページになります。

農地区分は集団農地面積62.6haの農地で牟礼出張所から495mの場所にあり、規則第45条第2号に該当する第二種農地と判断します。

現在、開発許可の準備中です。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 事務局からの説明が終わりました。

それでは引き続き、第30号第5条の許可申請について、第30号の1から地元委員の説明をお願いいたします。

○7番 7番、小山です。

議案第30号の1について説明します。資料は23ページからになります。

場所は24ページからありますが、JA華城から200m、華城出張所から320m西に位置しております。先般から———という方から、——に自己用住宅を建てるということで、4月にお話しさせてもらいましたが、その事案の———のところにあります。

一帯は住宅が密集しておりまして、ここも15件だったですか、開発して住宅地になっております。

資料25ページに詳しく出ておりますけれども、申請地、畑、———から———、これが——になります。——、そして——とその4人の方の、これは畑ですけれども購入されて自己用住宅を建てるという事案であります。

先月は———が入っておりませんでした。3枚の畑で自己用住宅を建てられるということで進めておられたようですが、どうも平屋の住宅を建てられるということで狭いということで、今般、———に話を持っていかれたら売ってもいいというようなお話になって、今回の申請に及んだようでございます。

ここの畑は4枚とも今まで耕作はされておられません。本来であれば、———、あるいはその後ろになります———、その土地が買えればもっと、———まで買われなくても済んだんだろうと思うんですけども、こちらのほうはあと———、———、これらを含めて、いずれも4枚の畑は耕作をされております。そういうことで、今回のようなちょっといびつな形の農地転用という形にはなっております。

一応農地の種別は、先ほどもお話がありましたように第2種農地ということになっています。ほとんど第3種農地といってもいいぐらい、わずかばかり華城出張所から距離があるということで2種になっておりますけれども、特に転用に当たっての問題はないんじゃないかというふうに思っております。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても基準に該当していると思います。皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 ありがとうございます。

ちょっと26ページにちょっと資料の訂正、ミスがありますので、事業計画の住居の同居予定者の年齢が逆になっています。————、これは資料のこっちのほうの5ページです。

以上です。

では、説明がございましたので、第30号の1について質問ございますか。石田さん。ちょっと待ってください、マイクを持っていきます。

○12番 28ページの一番下の水利組合のところ、お名前はあるんですけど、どこの水利組合とかが書いていないですけど、聞かれていたら。

○7番 先ほど説明しましたように付近一帯は畑として使われておりまして、田んぼは全くありません。したがって、水利組合のほうについては確認をしておりません。

○吉本会長職務代理者 よろしいでしょうか。

○12番 この——ってというのは、言っていること分かっている。

○事務局 はい、行政書士に確認したところ、ちょっといろいろどういった手順で、近所の方とかに聞いて、この方が関係者だということで説明したというお話だったので、水利組合名が何だったのかはちょっと、また行政書士に確認のほう取っておきます。

○吉本会長職務代理者 今、小山さんの説明がありましたけれども、畑であっても住宅を建てるということで、合併槽の汚水を流すところが水利、要するに水田とかそういうのにやっぱり影響を及ぼすところであれば、この水利組合の承認が要りますので、そこはやっぱり確認しておかなきゃいけないと思います。これは事務局のほうも、これにどこの組合かちゅうのを資料をもらうときに、被害防除もらうときに確認して出していただくようお願いいたします。

以上です。

では、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 では、30号の1について採決をいたします。それでは賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 全員賛成ということで、1号はオーケーでございます。

続きまして、30号の2について、地元の農業委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案30号の2は、——の農地を——が譲り受けて、自己用住宅、農家住宅を建てるために転用したいという許可申請です。

現地確認を6月9日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、6月9日に譲受人の——、それから6月15日に譲渡人の代理人である——に電話で話をお聞きしました。

ので、それらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料29ページ、それから30ページ、31ページなんですけれども、台道地区の——という地区なんですけれども、30ページで見ていただくと、台道の—————とい
うか南東に位置する場所です。29ページの地図に—————、-になっていまして、そ
の下に住宅と農地が点在していると、このような状況です。

農地区分は、一応第1種ということなんですけれども、この山陽自動車道ができて、この申請地
辺りは、これは登記上は田になっていますけれども、実際にはもう数年というかなり長い間、田
として使われた形跡がないんですね。恐らくこの山陽自動車道の関係で実質水路がなくなって、い
わゆる畑状態というような感じになっていました。

現況は、この申請地は耕作はほとんどされておられませんけれども、ある程度保全管理はされてい
た感じがあって、そんなに草だらけということはありませんでした。一部は——自身が既にちょっと
野菜を作っているような感じはありましたけれども、そんな状況です。

——によれば、自己用住宅の用地を探していたところ、知人より当該地の紹介を受けて購入を
決めたということです。既にこの申請地の北側、29ページの図で見ると分かりやすいんですが、
すぐ申請地の北側に倉庫付きの大きい農家住宅があるんですね。ここも既に取得されて、ここに親
御さんが住まわれるということで、そのすぐ前の農地を転用して自己用住宅を建てたと、という
話でした。

それから譲渡人の——なんですけれども、もう長いこと——のほうに住まわれて、こちらに帰る
予定も全くないということで、今回の話に応じるようになったということでした。

それから32ページなんですけど、この事業計画の中に、申請地を設定した理由のところに、周辺
の土地も一体で購入し農業をするため、この地に云々というふうに書いてあるので、この辺
を——に確認しましたら、農業を本格的にやるという意味ではないということで、家庭菜園的な
畑作程度を考えているんだというようなことでそういう話をされておりました。

それと34ページの被害防除計画なんですけど、雨水それから汚水の排水計画のところに、放流先
が農業用の用排水路というふうになっているんですけれども、現地を確認しましたら、33ページ
の図で、この北側のほうに傾斜があって、雨水それからためますからの水も北側のほうに流すとい
うことで、ここには農業用の用排水路がありませんでした。家庭からの排水が流れる、いわゆる道
路の側溝ということで、この排水計画は農業用排水路ではなくて道路の側溝ということで訂正をし
ていただきたいというふうに思います。

なお、申請地は第1種農地のために原則は転用不許可ですけれども、施行規則第33条第4号の
集落接続に当たるために許可ということになるかと思います。

その他、事業計画書等については特に問題点はなく、周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ず

るおそれもないことから、本件については転用はやむを得ないというふうに考えております。皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 吉本会長職務代理者 ありがとうございました。それでは、30号の2について、皆さん方の質問を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉本会長職務代理者 ないようですので、採決をいたします。賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 吉本会長職務代理者 全員賛成ということで、30号の2号についてはオーケーといたします。

引き続きまして、30号の3は取下げですので、4について説明を地元委員、お願いします。

- 5番 5番の木原です。議案第30号の4は、————の農地を購入して、太陽光発電設備を設置したいとする案件です。

6月14日に事務局と田村委員さんとで現地確認をして、代理人の————にお話を聞きました。

場所は、潮合の交差点のすぐそばにあります。————は地元にはおらず、管理することがまずできないということです。また、太陽光発電の設置については地元の方の合意を得てから行うそうです。設置後の草刈りなど管理もいたしますと返事をもらいました。

それから営農への悪影響への有無については、この地域は転用が進んでいて特には問題はないと判断をいたしました。

報告は以上です。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

- 吉本会長職務代理者 説明が終わりました。では、30号の4、皆様の質問を受けたいと思います。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉本会長職務代理者 ないようですので、採決をいたします。30号の4について御賛同の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 吉本会長職務代理者 全員賛成ということで、30号の4番についてはオーケーといたします。

次が30号の5について、地元委員の方、説明をお願いします。

- 1番 1番の池田でございます。議案第30号の5番は、————の農地を————が譲り受け、太陽光発電設備のための所有権転用の申請でございます。

現地確認を6月8日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で、また、ヒアリングを6月14日に行いましたので、その結果を報告いたします。

資料の47ページ、48ページを御覧ください。

現地は、————で

す。――。

代理人対応ということで、――に話を聞きました。――と会社との合意で現場の工事を請け負うことになったそうです。2年前にこれは計画されており、やっと実現するとのことでした。日照時間には恵まれているわけなんですけど、潮風は大丈夫ですかという質問をしたんですけど、それに対応したパネルを使われるそうです。いつものようにフェンスとか標識、それから管理など、きちんとしてくださいねということは念を押しました。

――の奥様とも電話でお話しました。現在、――に住まわれております。この――にも家がございまして、御主人が時々来ながら管理をされていたそうです。しかしながら最近体調が悪くて、通って管理ができないということで、そういう話に乗られたようです。息子さんも仕事を持っておられ、なかなか維持が難しいので手放したいということです。

47ページにありますように、第2種農地であり、地元委員といたしましてはやむを得ないことだろうと判断いたします。皆様の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

- 吉本会長職務代理者 説明ありがとうございました。では、30号の5号について、委員の方の質問を受けたいと思います。どなたかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉本会長職務代理者 質問ないようですので、採決に入らせていただきます。それでは賛同の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 吉本会長職務代理者 全員賛同ということで、5番についてオーケーとします。

それでは続きまして、30号の6号について、地元の委員、お願いいたします。

- 12番 12番の石田です。この案件ですが、――の所有の農地を――が購入し、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

本案件なんですけれども、参考資料の53、54、55とあって、55ページ見ていただきたいんですけど、地図があると思うんですけど、一番右にこの――っていう田が、実は昨年4月に一回、太陽光発電設備の転用で出ていて審議も通っていたんですけど、実際に工事着手してみたら、その隣にある小さい――っていうのと――っていう、この2枚があるっていうのが全て分かって、当初思っていた形が違ったということで、一回そのオーケーもらったやつを取り下げて、再度申請されているものです。

この辺一帯が太陽光も次々できたり、あともう周辺も耕作放棄地が広がっていて、大分耕作していないような状況で、御本人さんも今後耕作できる見込みはありませんということだったので仕方ないのかなと思っております。皆様からの御審議をよろしくお願いいたします。

- 吉本会長職務代理者 説明が終わりました。では、30号の6について皆さん方の質疑をお願いい

たします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 では、採決をいたします。御賛同の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 それでは、全員賛同ということで、6番についてはオーケーといたします。

引き続きまして、30号の7、地元の委員、説明お願いいたします。

○3番 3番、中山です。資料が59ページからになります。

こちらの農地、議案第30号の7は、———の農地に使用貸借による権利設定で———の自己用住宅を建設するという転用申請になります。

ちょっと話はさかのぼるんですけども、二、三か月前に、最初に事務局からこちらの農地ちょっと見てくださいというふうに連絡をいただきまして、私、二、三か月前に農地を見て、現況としてちょっと農地に見えないというふうに報告いたしました。というのも既に造成してあって、もう宅地のような見た目でした。それから二、三か月たって、今回申請が上がってきたということになります。

現地確認なんですけれども、6月8日に石川小委員長と事務局2名と行いました。その際、農地に見えない、農地のあるべき姿でないということで、では果樹を植えますということで先方から連絡があったということで、その上で現地を見てということで、でしたら果樹もちゃんと営農計画を立てて、それを出してくださいというふうに事務局を通して先方に伝えました。その場のヒアリングで、———のほうに私からも果樹を植える営農計画をきちんと出してくださいというふうにお伝えしておいたところ、本日になってもまだ営農計画等が出てきていないという現状になります。

農地の周り自体、もう宅地が進んでおりまして、ここが普通に田んぼとかでしたら何の問題もなくほかの農地に影響もないので通るようなところなんですけれども、今回これが既に造成してあるということで、その点も踏まえて、営農計画もまだ出ていないということも踏まえて、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 説明が終わりました。資料の61ページ見ていただけますか。緑で囲んである下のほうの———、これと今の緑の部分が、この広い面積が既に造成してあったというようなお話です。これは事務局のほうはいつごろ、無断転用の状態になるんですか、分かりますか。

○事務局 事務局が把握している経緯としましては、平成11年に畑地造成、これは畑としてやると、畑のために造成するといった届出が出ていると。航空写真で確認した限り、平成22年までは一応畑はされていた。10年間ぐらいはされていたんですが、その後は多分もう耕作が難しくなったので更地状態で、今はもう運動場のような状態になっていると、そういう経緯があります。

○吉本会長職務代理者 一点、———についても既に造成がしてあったということで、ここについては始末書ですか。事務局。

○事務局 はい。始末書が提出されております。

○吉本会長職務代理者 どうぞ。

○3番 もし、この———が始末書が提出されてあるということでしたら、残りの———ということも無断転用ということを認めているということですので、ちょっとこのままにしておくのは問題かなと今思いました。

○事務局 すみません、始末書というのは一応、一応と言ってもあれですが、——、今回の申請地だけを始末書を出している状況ではあります。

○吉本会長職務代理者 ちょっと皆さん方、農業委員の方にお諮りをしたいんですが、事務局の説明ですと、平成11年に何か無断転用したようだと。そして航空写真で見ると、平成22年ごろまでに何か、畑が何か耕作をしてあったようだと、これははっきりしないんですかね。そういう状態でその後、今年は令和2年ですから、平成が30年あったから十何年、12年ぐらいですか、何も耕作もしないし果樹も植えていないという状態ですが、たまたまこのたびの転用のときに隣が見つかったということですが、こういう点はどんなものでしょうか。こういうケースはたまにあるとは思いますが、皆さん方、意見ございましたら。ちょっと意見があるそうですからマイクをお願いします。

○1番 こういう事案、私の範囲にもあるんですけど、どうしたものかと本当に悩んでいます。畑地になっておって何も植えられないで、調べるときには何かちょっと芋を挿しておったりとかされていて、だけど全体的に見たら広く畑地になっているんですよ、畑地って、何も植えておっていないんですよ。だからちょっと私もいつも見るたびに困っているんですけど、どんなものでしょうか。

○吉本会長職務代理者 事例なんですけど、私の管内で以前、無断転用で農地を埋立てしておいた案件がありまして、これは後日、その地主の方に樹木を植えてくださいということで樹木は植えてもらって、1年後に再度確認をして事務局のほうに報告をして、転用したときに農地は農地として利用するというのを指導しております。

したがって、こういうケースは本来農業委員会なるものは、農地を農地として活用していただくというのが原則ですので、無断転用というのを見つけるのも非常に大事な仕事なので、もうやられた分については仕方がないので、その方に転用されたらやっぱり最悪の場合、やっぱり大規模でしたら原状復帰というのが原則ですから現状復旧していただくと。そうでなければ、まだ名目は農地だから農地として活用してくださいという指導をするのが私は正しいと思います。皆様方はどうですか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。私、一緒に見に行ったんですが、これは畑地にするという申請は出ちよるんですよ、11年に。

○事務局 そうです。平成11年に畑地が出て、平成20年の航空写真を見ると畑の形状が、畝が見受けられます。ただ、今それをやめられて、きれいにされたんだと思われます。

○2番 多分ですね、見る限り全部真砂です。だから、その後に埋めちよってと、何か物をつくりよった跡が全くないんで。一応、先ほど中山委員からありましたように果樹なりを植えてくださいというお願いをしたんですが、そのまま無視というか、何もないという状況が続いているということです。

この形状は、この61ページの地図の緑のところへ家を建てたら、この残りの埋立てをされているところに入る道はないんです。何か変な形になるんですが、この土地に入ろうとする
と——、——、この辺に家が建ちよるんですが、家の横、こっちの宅地の中を、多分こっちが親なんじゃないかと思うんですが、通らないと入れないというような形状になります。だから全く道のない農地が残ってしまうという、そういう形にもなるんです。

だから私も見に行ったときに話をして、どちらに譲っても、とにかく何か植えてください、果樹を植えてくださいという、それが確認できてからでいいんじゃないですかという話は現地でしました。

○吉本会長職務代理者 木原委員。

○5番 5番、木原です。この全てを畑と認めるなら、なぜ——に始末書が要るんでしょうか。

○吉本会長職務代理者 それは、4はその畑を宅地に転用するから。

○5番 これが畑だったら始末書は要らないんじゃないかと思うんですけど。

○吉本会長職務代理者 いや、農地を宅地にするんでしょう。だから、そのときに既に農地をもう無断転用しちよったから始末書が出ているんですよ。

○5番 ということは、全てが転用してあるという意味になるんですね。

○吉本会長職務代理者 そう、そうしてある、同じですね。

○5番 ということは、全部始末書を出してもらわんといけんようになるということですね。

○吉本会長職務代理者 事務局のほうはどうですか。その辺の——解釈はどうなるんでしょう。

○事務局 そうですね、確かに今現地で話されたときもそうなんですけど、中山委員もお客様に働きかけていただいていますし、事務局としても、その業者さん、ハウスメーカーさんにも働きかけて、樹木を植えるという計画をしている状況なので、例えば今のままで許可を出す気は事務局はないです。計画が出るまではもちろん許可は出さないうもりではいます。

また、自己用住宅なので、第29条の土地計画の開発のほうもまだそれは申請が出ているだけなので、開発許可、月例総会で通っても農業委員の許可はまだ出さないで、どちらにしても計画を

出す、計画を出したものを地元の委員さんにお見せするというのをしない限りは、事務局としては許可を出す予定はございません。

○吉本会長職務代理者 分かったですか、皆様方。分かったでしょうか。どうぞ、石田さん。

○12番 その届けが出てから、木を植えるという計画が出た後、始末書求めるべきじゃないですか。そのほうがすっきりするんじゃないかと思うけれども。その辺で心配されているんだと思うんですね。議案通ってしまったら、事務局の判断でその辺やるっていうのもかなり本来はいかがかと思うところもあるので、出し直してもらうほうがきれいなような気がするんですけど。

○吉本会長職務代理者 石田委員のほうから意見が出たのは、ここの61ページにありましたように、——も含めてもう転用しているから、——については転用しているけど、畑と言われるなら農地としての樹木を植えるなりをしてください、これで責務は果たせるわけですね、無断転用したことについては始末書ですけれども。

家を建てたい——というのは、始末書を出されて、そういう全ての土地の法的処理が終わったら農業委員会として審議に入りましょうと、再提出ということでよろしいですか。では、これ事務局、再提出ということで。

○事務局 かしこまりました。

○吉本会長職務代理者 審議を終わります。では、中山委員、それでよろしいですね。

○3番 はい、ありがとうございます。

○吉本会長職務代理者 では、農業委員会としてそういう結論に至りました。

これでよろしいですか。一応挙手をもって、それでよければ皆様方の挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 皆様方、これでよいということで賛同いただきました。

それでは続いて、30号の8について、説明を熊安委員お願いします。

○13番 13番の熊安です。議案第30号の8は、——の農地を——が譲り受けて、建て売り住宅2棟を建設しようとする所有権移転の申請です。

現地確認を6月11日に事務局お2人と石田さんとの4人で行い、譲渡人である——には、次の日にお電話にてお話を伺わせていただきましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、私の母校でもある——場所で、——は高齢になられてきたため農業が難しくなり、周りが全て住宅になってきたので、この際、売ることにしたとのこと。ここに譲受人である——が住宅木造平屋建てを2棟建てられる予定にされています。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

65ページにあるように、農地区分は第2種農地です。第3種農地に近接する区域、そのほか市

街地化が見込まれる区域にある農地です。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

- 吉本会長職務代理者 8号の説明が終わりました。皆様方の質問をお願いいたします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉本会長職務代理者 それでは、採決をいたします。賛同の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 吉本会長職務代理者 全員賛同ということで、8番についてはオーケーといたします。

続きまして、30号の9について、地元の委員の方、説明をお願いします。

- 1番 1番の池田でございます。議案第30号の9番は、――の農地を――が譲り受けて、自己用住宅を建築するために転用したいという申請でございます。

現地確認を6月8日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で、そして6月14日に電話で――と、また、――にヒアリングを行いましたので御報告いたします。

現地は、――。

71ページを御覧ください。

譲渡人と譲受人は――で、――、――、――、このたび自己用住宅を建てられるために転用しようとするものです。

汚水の処理は合併浄化槽ですが、放流先が農業用排水路となっております。

一番最後のページです。75ページを御覧ください。

農業用排水路ですので、水利組合のほう、これは前の右田の分ですか、あれとごちゃ混ぜになっているような感じですので、私、――に聞きました。そうしたら申し訳ございませんということで、これも事務局のほうにちゃんと伝えてくださいというのもしました。――です。この方に説明されたそうです。そして許可を得られたということです。

――には、周辺には水田もまだたくさんありますので、地域の人たちに迷惑がかからないようお願いいたしました。

71ページに記載されてありますように、集団面積が62.6haの第2種農地です。また、規則第45条第2号に該当する農地であり、許可基準を満たしていると考えられます。

皆様方の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

- 吉本会長職務代理者 9号説明が終わりました。

皆さん方の質問を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 はい。じゃあ、採決に入ります。御賛同の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 それじゃ、全員賛同ということで、9号について可決いたします。

続きまして、事務局のほう、31号以降説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書は7ページ、こちらのほうに内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第31号につきましては、令和3年6月26日の公告予定の利用権設定の申請が3件提出されております。

農地の集積面積は4,080m²でございます。内容といたしましては、使用貸借権の設定が2件、所有権移転が1件、新規が1件、再設定2件となっております。計画の内容は議案に記載しておりますとおりでございます。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 事務局から説明がございました。31号です。第18条第1項の公告3件ございますが、皆さん方御質問ございますか。御意見がありましたら、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者 なかったら、一応採決をいたします。

これは、じゃあ異議なしということで賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者 じゃあ、31号についても全員賛成ということで採決をいたします。

続きまして、32号ですかね、事務局のほう説明いたします。お願いします。

○事務局 農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会事務について別冊にてお示ししております議案のとおり、別紙様式1につきまして令和3年度の目標及びその作成に向けた活動計画と別紙様式2において、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価を山口県及び山口県農業会議に報告するとともに、市のホームページに公表することとなっております。

この公表に当たり、委員の皆様には別紙第2の8ページにあります地域での活動の中で、地域農業者等から頂いた主な要望、意見及びその対処内容について委員の皆様から御提出頂いたものをまとめ記載しております。

1の農業委員会の状況につきましては、農業センサスの数値を本日修正版で、.....。

○吉本会長職務代理者　ちょっと待ってください。資料分かりますかね。32号って書いてないから分かん。2枚物がありまして、右の上に修正後というのがあります。この資料です。ホチキスの2枚ですね。

○事務局　修正版は2枚ですが、議案と一緒に送っております。別紙様式1と様式2というものを議案書と一緒にでしたので。

○吉本会長職務代理者　様式1と2でしょう。

○事務局　はい。

○吉本会長職務代理者　いや、32号というふうに、議案としては32号の頭がないので、分かりにくいかと思って。

○事務局　はい。

○吉本会長職務代理者　こっちちょっと切らせてもらって、資料ありました。ありましたね。別紙様式の1と2ね。

○事務局　はい。

○吉本会長職務代理者　じゃあ、それを事務局説明してください。

○事務局　はい、すいません。1番の農業委員会の状況につきましては、農林業センサスの数値を本日お配りしております修正案にありますとおり、最新の2020農林業センサスの数値で記載しております。

次に、農地利用の最適化に係る重要項目である集積目標、集積面積の目標についてですが、別紙様式2の2ページ、2の担い手への農地の利用集積集約化、こちらの項目の2番、令和2年度の目標及び実績は37haでしたので、これに基づきまして別紙様式1の2ページ2の担い手への農地の利用集積集約化の令和3年度の目標及び活動計画の目標値を60haに設定しております。

続きまして、新規参入者数の目標値についてですが、別紙様式2の3ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の令和2年度の目標及び実績が、1経営体0.3haでしたので、実績に基づき別紙様式1の2ページの3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の令和3年度の目標及び活動計画の目標値を4経営体にしております。

続きまして、遊休農地の解消面積についてですが、別紙様式2の4ページ4の遊休農地に関する措置に関する評価の令和2年度の目標及び実績がマイナス5haでした。つまり、5haの遊休農地が増加したということです。

これに基づきまして、別紙様式1の3ページ4、遊休農地に関する措置に関する評価、令和3年度の目標及び活動計画の目標値を5haに設定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者　事務局からの説明資料、分かったでしょうか。理解はできたでしょう。ちょ

っと資料があちこち飛んだから分かりにくかったと思いますけど、また帰って見てください。以前にもこのようなもので資料をお配りしていると思います。

それでは、今 32 までいったんかいね。

○事務局　そうです。

○吉本会長職務代理者　32 までね。はい。どうでしょうか。ちょっと 30 まで報告が事務局のほうからあるんですが、休憩取りましょうか。早う終わったほうがええと思う。10 分ほど取りま
す。それじゃ、3 時 35 分から。よろしいですか、事務局。

○事務局　すいません。決は、32 の決を取っていただけますか。

○吉本会長職務代理者　おお、決。失礼しました。それじゃ、32 号の事務局の説明について、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉本会長職務代理者　異議がなければ、挙手をもって皆様方の御賛同を確認したいと思います。採決します。

〔賛成者挙手〕

○吉本会長職務代理者　じゃあ、全員御賛同ということで、32 号については可決といたします。

じゃあ、3 時 35 分まで休憩をさせていただきます。再開いたしますので。

午後 3 時 25 分休憩

午後 3 時 35 分再開

○吉本会長職務代理者　それじゃよろしいですかね、再開しましょう。

それでは、審議を再開いたします。

続いて、議案第 35 号から議案第 42 号の報告事項がございます。これ、一括で承認とるんですが最後のページ、ちょっと最後のページの日付が 19 日になってますから、枠の左の上が 17 日、今日の日付ですね。ここだけです。訂正があります。

議案第 35 号から議案第 42 号、一括して御質問ありますか—よろしいですね。はい、どうぞ。

○11 番　今のちょうど資料の 18 ページですか。許可取消申請、報告第 42 号なんですが、取消理由のところに当事者からの申請と。これは、当然両名からの申請になるんですけど、譲渡人あるいは譲受人、こういった理由で取消になったと。この理由の何か具体的なものがちょっと分かるというと思うんですが、申請ということが理由ではないというような気がするんですがいかがでしょうか。

○事務局　事務局が回答します。

確かにおっしゃるとおりで、詳しい説明をすべきでした。はい。ので、今後とか詳細書くように

いたします。

○11番 はい、了解しました。

○吉本会長職務代理者 説明はいいんですか今回の。

○事務局 そうですね、すいません。今回の件に関して石田委員の（発言する者あり）はい。（発言する者あり）一旦対応太陽光造ったけど取り下げて、今回新たに石田議員が説明されたところ、はい。

○吉本会長職務代理者 失礼しました。なければ、議案第35号から議案第42号報告事項ですので質問なければ終わりたいと思います。

それでは、審議事項は全部これで終わったわけですが、私のほうは大体終わりなんですけど、あと農業振興か何かで皆さん方の意見なり報告なりこういうことがあったよっていうのはございますかね。

ありました、はい、石川さんお願いします。マイクお願いします。

○2番 2番、石川です。ちょっと情報提供で報告ちゅかお話をさせていただきます。

私のところへこういう通知が届いたんですが、——、太陽光発電の会社です。こういう文書が中に入っちゃって、これ何が書いちゃるかていうと、山口県防府市大字牟礼——をお譲りいただきたくて、もう番地まで入ってます。この土地、じゃあ荒れちよるかていうと耕作してます。

だから、自分たちが地方へとずっと見てあるいて、枯れちよろうが耕作しちよろうが関係なしにだっと、隣に聞いたらやっぱり隣も来たよちゅう話されたんで、一斉に出しよるんだと思います。

この辺ねやっぱり何かの規制ちゅうか、ずっと条例つくってください条例つくってくださいちゅ話しますが、一生懸命農家が耕作しよる土地に太陽光造りませんかちゅのはもってのほかなんで、よく電話がかかってきますよね皆さん聞いちゃったことがあると思うんですが、荒れちよる農地をお持ちじゃないですかという電話はよくかかります。これはまあやむを得んかなと思うんですが、1回も休んだことがない、ずっとつくり続けてる農地の番地まで調べ、これ多分じゃから市役所か法務局でコピーができるんで自分たちでめくって、地図と突き合わせて調べちゃったと思うんですが、そこまで手をかけてこういう封書を出すということなんですけど、こういうふうにやっているとということなんで、太陽光発電ぼちぼち少のうなるんじゃないかていつかは話がありましたが、こういうふうな活動してるということは少なるちゅことはないんだろうと思いますね。売却もしくは賃貸の検討をしていただければ幸いですでございますて書いちゃりますんで、費用は一切かかりませんとかいろいろ書いてあります。

ただ、太陽光発電に土地売ってもらえませんかていうだけの文書やったらそんなに驚かんじやったんですが、番地まで調べて、番地までちゃんと表示してるという部分がありますんで、こういうことが起きてるということです。私は、個人的にぜひまた条例の話もしてほしいと思いますが、一

応報告をしておきます。

○吉本会長職務代理者 はい、石田さん。

○12番 はい、ありがとうございます。太陽光の件、農地転用からじゃないんですけど、ちょうど今日の議会の一般質問で————が午前中に何か————の跡地で被災したとこ、あそこで大規模な発電設備が計画されてるということでも何人かの地元の方が反対されてるということで、ちょっと議会のほうで一般質問でやられたんですけど、市当局のほうはやっぱりちょっとゼロ回答というか今までどおり条例つくるつもりはないよという回答でした。

1つはね、僕もかなり昔やったことがあるんです。そのときも1年ぐらい待ってもらえんかちゅうて1年待って聞いたら、無理ですねという相変わらずの回答なんですけど、その後議員とも話したんですけど、やっぱり議会提案で出すしかないんじゃないかということで、市の執行部が何言おうと議会から提案して条例つくればそれが有効になりますので、全国で100以上もうたしかつくとってるところあったと思うんで、いろんな条例ですね、その太陽光をちょっと抑制するために。

引き続き委員の皆様も、周りの議員さんかお知り合いの議員にその辺、農業委員会としても困っちゃうからしっかりと動いてくれよというのを言っていただけると後押しになると思いますんで、よろしくお願いいたします。

○吉本会長職務代理者 はい、ありがとうございました。どうぞ。ちょっとマイクを回してください。池田さんどうぞ。

○1番 1番の池田です。今石川委員がおっしゃいましたけど私の家でも、そういう通知が来たというわけではないんですけど、もう20年から10何年利用権の設定をして耕作している土地があるんですけどそれを、来年ですけどね1年後には全部ソーラーにするという計画を立てられて農家さんに当たってらっしゃるんですよ。

私んちは一応認定農業者で、また酪農もしてますし、圃場がなくなるというのは本当につらいことなんですよね。でも止めようがないんですよ。個人の持ち物だし、一生懸命天気の良いときでも牧草とらなきゃならないというのは、本当今年なんか大変だったんですよ、長男も真っ黒になってやっております。そんな状況の中でも本当認めざるを得なくなるのかなと。そういう間に立ってずっと走ってらっしゃる方もいらっしゃいます。

何とも本当言いようがないんですけどね、止められません。耕作を一生懸命してるところにそういうふうな話をたきつけるというのは、業者としても本当控えてほしいなと思うんですよ。飼料作物ができなくなったら、今はうちが考えてるのは、息子が言ってますけど大道の——のところの大道との連携でですかね、耕畜連携で、飼料作物を購入するという形に向かなきゃならないかなと思うんですけどね。何も一生懸命耕作してることをそういうふうに、一、二軒の方をたきつけてずっとまとめられるんですよ、それが本当納得いかない状況です。

石川さんが時々愚痴言ってますけど、石田さんにも以前、一番最初に相談したんですけどね本当悲しい状況です。後継者に本当申し訳ないなと思うんですけどね。親としてもどうしようもないし、農業委員として本当に情けないなと思ってます。

以上です。

○吉本会長職務代理者 私の方でどう決めることはできないんですが、やっぱり悪徳業者みたいなブラックリストみたいなんで、今お話があったようにその耕作するところも含めてまとめて太陽光するような、何ていうかねやり方をするというのはやっぱりどうなんですかね。

農業委員として、こっちの1人弱いんでね、そういう業者がおるというようなことをやっぱり公表してもいいと思うんですがね。それは何か言われるか分らないですけどね、事実は事実して事実をつかまえて。そうしないと営農ができないですよ。はい。

個人的に当たるのは仕方ないですけどね、個人契約で仕方ないんですが、やっぱり守ってあげないといけないのは私たちの使命ですからね。そういうのがあるというのちょっと皆さん方の意見を聞いたんですが、ほかにないですかそういうことでいい案は。

○12番 なかなかね、この法律が悪いんですよ、おかしいんですよ。やっぱり個人所有ではあるけど農地なんかていうのは、僕なんかは地域の皆さんで思うんですけど、だからやっぱり地元のみんなが望まない太陽光とかはもう論外なんですけど、ただそれがまかり通るわけじゃ、通ってるわけなんでそういうことがね。

虫食いでできて、だんだん荒廃してていうか太陽光団地みたいになっていってるんですけど、法律がそんだけ機能しないんであれば条例しかないんですよ。条例、法律と一緒になので、法律なのでちゃんとそれを、周辺同意を求めるようにするとか、市のほうとしては私的なそういう何ちゅうか財産に対して制限を加えるような条例ちゅのは、特になんかのがこうじゃとか、炭素排出量削減とかああいうこと言う中で、両方の意見がある中で執行部なかなか言いにくいでしょうからここは議会がしっかりと頑張って、農業委員長からもやっぱり議会に対してプッシュをしてもらえると助かります。はい。

それぐらいしか多分方法ない、ガイドラインもここで拘束力ないし、僕らが玉祖でちょっと太陽光の農地転用あったときに、周辺の農家さんに説明と水利の関係の方説明してくださいねてお願いを間入ってる行政書士さんにしたところ、何を根拠にそんなこと言いよってんですかて逆に言われるんですね。

いや後々トラブルあると困るからしっかり事前に説明してくださいねて言ったら、いや、ただそれじゃしなかったらどうなるんですかと。例えば次の月にずらしてもらったりということも考えられますねて言ったら、その間にじゃあ損害が発生したら農業委員会裁判受けてたつんかと、そこまで言うてくるんですね法的根拠ないやないかてこと。

だけ、法律がつまらんからそれでこうなっちゃるんでしょけど時代に追いついてない
というか、じゃったらそれをつくっていくしかないんじゃないかなと悲しいけど。そういう気持ちで
す。すいません。

○吉本会長職務代理者　　ちょっとまあ非常に難しい問題なんで、意見は我々やっぱり大事にとらまえて、地道な活動は必要じゃないかというふうに思います。

それでは、事務局のほうに返したいと思いますので、報告事項等がありましたらお願いいたします。よろしいですかもう。すいません打ち切って。まだお話あるかも分かりませんが、じゃあお願いいたします。

○事務局　　それでは、本日配付資料の中に過去の許可案件等の確認についてとして、昨年6月の議案の許可案件等の一覧がありますので、担当地域の案件がございましたら御確認をよろしくお願いいたします。

既に御案内しておりますとおり、7月19日月曜日に月例総会行いますが、それに引き続きまして15時30分から非農地判断の説明会を開催したいと思っております。コロナの関係で延び延びになっておりますけど、7月は多分大丈夫だろうと思っておりますので、この7月19日に開催したいと思っております。

また、例年開催しております農地利用状況調査の説明会につきましては、7月26日の月曜日13時30分からやっておりますこの会場、南北会議室にて行いますので、本日御案内文書をお配りしておりますので御確認ください。

続きまして、令和4年度防府市農業施策等に関する意見等についてでございますが、本市の農業農村の振興に向け農業者の声を令和4年度予算に反映するため、市長等への意見書の提出を行います。

提出期限は7月30日金曜日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5月の活動日誌についてでございますが、先月の活動日誌の提出がまだの方につきましては、総会後事務局までよろしくお願いいたします。

以上で、本日用意された議題は以上で終わります。何か御質問等あればお願いいたします。

○16番　　いいですか。すいません。非農地判断なんですけれども、第3小委員会のほうではこの前第1回目の現地確認を5月21日だったかな、やったんですけども、次の6月も予定したいなと思ってるんですけども、このまま当初の計画どおりやっていいんですかね、どうなんでしょう。

○事務局　　一応現地確認は行っていただいて構いません。それで、最終的に7月のときに皆さん委員さんに改めて、これは非農地じゃないよというのを説明させていただいて、次の8月のときに行かれたところをまとめてちょっと上げていただいたらと思っておりますので。

○16番　　じゃあそれまでにいろんな事例ていうか、あったほうがいいちゅことですかね。

○事務局　そうです、はい。

○16番　ああ、分かりました。ありがとうございました。

○吉本会長職務代理者　ほか何かございますでしょうか。ないようでしたら、以上で6月の月例総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年 ６月１７日

議 長 吉本 典正

署名委員

署名委員